

平成 29 年 2 月 6 日
水管理・国土保全局河川環境課

「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」の策定について ～ 洪水時に直接市町村長へ河川情報を伝えるホットラインの 都道府県への拡大・定着を図ります ～

国土交通省では、河川管理者が市町村長等へ直接情報を伝達するホットラインの取組を都道府県管理河川へ拡大・定着させるため、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

都道府県においては、減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

◆ガイドライン策定の経緯

- ・洪水時において、河川管理者が市町村長等へ直接河川情報を伝達することは、市町村長が避難勧告等の発令を判断するための支援として、有効な取組みです。
- ・国が管理する河川では、国土交通省の河川事務所長から市町村長等へ直接、河川の状況や今後の見通し等を伝えるホットラインを開設し運用していますが、都道府県においてホットラインが構築されているのは、平成 28 年 10 月現在で、全都道府県の 4 分の 1 にあたる 11 県となっています。
- ・国土交通省では、広く都道府県へのホットラインの拡大・定着が図られるよう、本日、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

◆ホットラインの構築に向けて

- ・都道府県では、各河川に設置される減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

◆ホットラインの主な内容

- ・対象とする河川（洪水予報河川、水位周知河川 等）
※洪水予報河川、水位周知河川の指定状況は、国土交通省ホームページをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/index.html>
- ・実施体制（河川担当部局の長→市町村長を基本）
- ・提供内容（河川水位の変化と今後の見通し、想定される被害内容 等）

◆ホットラインの構築により期待される効果

- ・平常時より、ホットラインの実施体制や提供情報等を事前に調整することにより、限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となります。
- ・急激な水位上昇が想定される中小河川においても、市町村長の気づきを促し、確実な避難行動に結びつけることで人的被害の発生を防ぎます。

本ガイドラインは、国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/chusyou_hotline.pdf

<問合せ先>

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室

企画専門官 宮本 健也（内線：35462）

係長 林 孝（内線：35465）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8448 FAX：03-5253-1603

中小河川におけるホットライン活用ガイドライン

ガイドライン策定の背景

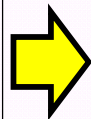
- ◆平成28年台風第10号の小本川の水害では、避難勧告の発令基準に達していたことが、町長に伝わらず、避難勧告が発令されない状況の下、グループホームの入居者9名を始め、死者・行方不明者が21名にのぼった
- ◆国管理の河川では、河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える「ホットライン」を構築済み。都道府県では11県で構築→広く都道府県への拡大を目指す。



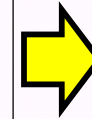
ガイドラインを策定し、ホットラインの取組を広く都道府県に定着させることにより、人的被害の発生を防ぐ

中小河川の特長

- ・急激な水位上昇を伴う
- ・短時間での対応を迫られる



中小河川の特長を踏まえた
ガイドラインを策定



ホットラインの一層の普及

ガイドラインの主な内容

◆定義

- ・河川管理者から市町村長への直接の情報提供

◆対象とする河川

- ・洪水予報河川、水位周知河川 等

◆誰から誰に？（実施体制）

- ・河川担当部局の長⇒市町村長 が基本

※地域の実情に応じ、実効性のあるホットラインとする

◆何を伝えるか？（実施内容）

- ・河川の水位の変化と今後の見通し
- ・想定される被害内容 等

◆実効性を高めるための取組

- ・事前に危険箇所や河川の特長を情報共有
- ・信頼関係の構築
- ・水位計等の観測機器の設置の推進
- ・タイムラインの策定とその活用

県管理河川におけるホットライン構築スキーム

平成28年台風第10号の小本川(岩手県岩泉町)の水害を踏まえ、タイミングを逸することなく避難勧告等が発令されるよう、河川管理者が市町村長へ直接河川情報等を伝達する「ホットライン」の構築を図る。

H29. 3月上旬

・水防計画への記載案作成

H29. 3月中旬

・ホットライン導入に係る出先事務所担当者説明会の開催

H29. 4月中旬

・出先事務所から市町村担当者へ説明、連絡体制の確認

H29. 4月下旬

・水防計画改正案を県防災会議へ諮問

H29. 5月下旬

・**各方部の水災害対策協議会で市町村長へ周知**
・県防災会議より答申を得て水防計画策定

H29. 6月上旬

・水防計画を公表し、**ホットライン運用開始**

H29. 7月～

その他の河川について、
・市町村と協議し対象河川を決定
・水位周知河川の拡大を検討

H30. 6月上旬

・水防計画を改正し、**ホットライン運用拡大**

指定済みの
洪水予報河川
水位周知河川 について、
H29梅雨期までに構築！

その他の河川 について、
H30梅雨期までに構築！

ホットライン運用イメージ

平常時

- ・危険箇所や河川の特性を情報共有
- ・連絡体制の確認

大雨・洪水警報
発令

- ・地方水防本部設置
- ・気象情報、河川情報等の収集

避難判断水位
突破

- ・ホットラインによる情報提供①(要配慮者避難開始)

- ①建設事務所長・土木事務所長 → 市町村長
- ②管理課長・業務課長 → 市町村防災担当課長

氾濫危険水位
突破

- ・ホットラインによる情報提供②(住民避難)

- ①建設事務所長・土木事務所長 → 市町村長
- ②管理課長・業務課長 → 市町村防災担当課長

堤防決壊

- ・避難完了し、人身被害なし

【伝達内容例】

〇〇川の□□観測所で避難判断水位を突破しました。今後も雨が続き、さらに水位が上昇する見込みです。

※次の場合は、水位突破を待たずにホットラインによる情報提供を行う。

- ①短時間での急激な水位上昇が予想される場合
- ②降雨状況等により氾濫危険水位を突破することが確実な段階

【伝達内容例】

〇〇川の□□観測所で氾濫危険水位を突破しました。さらに水位が上昇する見込みであり、氾濫の危険性が高い状況です。

土砂災害に関するホットライン構築スキーム

土砂災害については、発災の予測が困難であるため、タイミングを逸することなく避難勧告等が発令されるよう、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報を、県が市町村長へ直接伝達する「ホットライン」の構築を図る。

H29. 3月中旬

・ホットライン導入に係る出先事務所担当者説明会の開催



H29. 4月中旬

・建設・土木事務所から市町村担当者へ説明
連絡体制と避難勧告等の発令基準を確認(砂防課へ提出)



H29. 5月下旬

・**各方部の水災害対策協議会で市町村長へ周知**



H29. 6月上旬

・**ホットライン運用開始**



H30. 6月上旬

・1年間の運用を踏まえて、運用方法について見直し
(伝達者・方法・内容、タイミング等)

ホットライン運用イメージ

平常時

- ・土砂災害警戒区域や危険箇所的位置把握(市町村)
- ・要配慮者利用施設の立地状況把握(市町村)
- ・連絡体制の確認(県・市町村)

大雨注意報
発表

- ・雨量等気象情報及び土砂災害メッシュ情報等の情報収集(県・市町村)

大雨警報
(土砂災害)発表

- ・警戒体制の配備(県・市町村)

土砂災害
警戒情報発表

- ・**ホットラインによる情報提供(住民避難)**
 - ①建設事務所長・土木事務所長 → 市町村長
 - ②管理課長・業務課長 → 市町村防災担当課長

【伝達内容例】「土砂災害警戒情報が発表されました。
土砂災害発生のおそれが高まっています。避難情報の発令基準に基づき対応願います。」

※土砂災害前兆現象の情報を入手した場合は、ホットラインによる情報提供を行う。

【伝達内容例】「〇〇地区で土砂災害の前兆現象(山鳴り・流木の流出等)が確認されました。
ガイドラインでは避難指示レベルであり、土砂災害発生のおそれが非常に高まっています。
避難情報の発令基準に基づき対応願います。」

土砂災害
発災

- ・避難完了→人的被害なし